

別紙 2

下記図面の斜線部分は、帯広市稲田下川西土地区画整理組合が実施する「清流の里」宅地造成区域である。

下記図面の A 地区に住居を有する児童・生徒は、希望により豊成小学校または南町中学校へ区域外通学を認める。

下記図面の B 地区に住居を有する児童・生徒は、希望により川西小学校または川西中学校へ区域外通学を認める。

